

平成25年9月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成25年(レ)第50号 不当利得返還請求控訴事件

(原審・周南簡易裁判所平成25年(レ)第60号)

口頭弁論終結日 平成25年8月21日

判 決

京都市

控 訴 人

アイフル株式会社

上記代表者代表取締役

上記訴訟代理人支配人

山口県

被 控 訴 人

上記訴訟代理人弁護士

田 邊 一 隆

主

文

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 控訴人は、被控訴人に対し、113万0329円及びうち98万8104円に対する平成25年1月31日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被控訴人のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、第1, 2審を通じ、控訴人の負担とする。
- 5 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

- (1) 本件は、登録を受けた貸金業者である控訴人との間で、継続的に金銭消費貸借取引を繰り返した被控訴人が、支払った利息のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。）1条1項による制限を超過する部分（以下「制限超過部分」という。）を順次元本に充当すると、過払金が生じており、かつ、控訴人は上記過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたと主張して、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金の返還及び法定利息（民法704条）の支払を求めた事案である。
- (2) 原審は、被控訴人の請求を全部認容した。
- (3) 控訴人は、その判断を不服とし、原判決の取消しと請求の棄却を求めて、控訴した。

2 請求原因

- (1) 株式会社ライフ（以下「ライフ」という。）及び控訴人は、貸金業等を営む会社である。
- (2) 被控訴人は、ライフとの間で、原判決別紙計算書のとおり、平成12年8月25日から平成23年6月3日まで、継続的に金銭の借入と弁済を繰り返し、また、平成23年7月1日、吸収合併存続会社としてライフの権利義務を承継した控訴人に対し、平成23年7月4日から平成24年12月3日まで上記計算書のとおり弁済した（以下「本件取引」という。）。
- (3) 被控訴人のライフ及び控訴人に対する弁済は、いずれも利息制限法の制限利率を超過するものである。
- (4) ライフ及び控訴人は、いずれも貸金業者であるところ、利息制限法に定められた制限利率を超える利息の弁済を被控訴人から受けており、そのことを認識していたので、悪意の受益者に当たる。
- (5) 利息制限法所定の制限利率で引き直し計算をすると、平成25年1月30

日時点で、本件取引について98万8114円の過払金元金と利息14万2225円が生じている。

- (6) よって、被控訴人は、控訴人に対し、過払金元金の返還、平成25年1月30日までの民法704条前段所定の利息の支払及び過払金元金に対する平成25年1月31日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息の支払を求める。

3 請求原因に対する認否等

請求原因(1)の事実は認めるが、その余は否認ないし争う。

- (1) ライフ及び控訴人は、顧客に貸金業法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）17条1項及び18条1項に規定する書面（以下「17条書面」などという。）を交付する十分な業務態勢を常に整備していたのであるから、ライフ及び控訴人において、規則にしたがった記載をした17条書面、18条書面を交付し、貸金業法43条1項の適用があると認識していたことにつき、やむを得ないといえる特段の事情があるというべきである。
- (2) 仮に、ライフ及び控訴人が悪意の受益者であるとしても、控訴人は、本件訴訟が提起されたことによって初めて、制限超過部分を弁済として受領できないことを認識したから、民法704条の利息を付すべき始期は、訴状送達の日翌日である。あるいは、基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が終了するまでは過払金返還債務の額及び内容は確定しないから、早くとも、それらが確定する取引終了日の翌日である。
- (3) また、仮にライフ及び控訴人が悪意の受益者であるとしても、過払金から発生する法定利息をその後の新たな借入金債務に充当することはできない。

第3 当裁判所の判断

- 1 請求原因(1)の事実は当事者間に争いがなく、請求原因(2)、(3)の事実は甲第1号証及び弁論の全趣旨により認められる。

2 請求原因(4) (悪意の受益者) について

- (1) 上記のとおり、ライフ及び控訴人は貸金業者であるが、制限利率を超過する約定利率で被控訴人との間で本件取引を行い、これについて制限超過部分を含む各弁済金を受領していた。

ところで、貸金業者が借主に対して制限利率を超過した約定利率で貸付を行い、制限超過部分を利息債務の弁済として受領した場合、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められないときは、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定される（最高裁第二小法廷平成19年7月13日判決・民集61巻5号1980頁参照）。

これを本件についてみると、控訴人は、ライフ及び控訴人が制限超過部分を利息債務の任意の弁済として受領した点につき、貸金業法43条1項の適用があることの立証をしないから、同項の適用があるとは認められず、上記特段の事情を認めるに足る証拠はない。したがって、ライフ及び控訴人は悪意の受益者であると推定される。

- (2) そうすると、ライフ及び控訴人は、本件取引にかかる各弁済によって過払金が生じれば、被控訴人に対し、悪意の受益者として、過払金が生じた時から民法704条前段所定の年5分の割合による利息を付してこれを返還すべき義務を負うこととなる。この点、控訴人は、上記利息を付すべき始期について種々主張するが、前記のとおり、ライフ及び控訴人は悪意の受益者であって、不当に利得した日から利息を付して支払うべきであるから、いずれも採用できない。

3 請求原因(5)について

- (1) 弁論の全趣旨によれば、本件取引は、基本契約に基づく連続した貸付取引

であり、過払金が発生するとすればその後に発生する新たな借入金債務に充当される旨の合意があるものと認められる。

- (2) 控訴人は、仮に控訴人が悪意の受益者であるとしても、過払金から発生する法定利息をその後の新たな借入金債務に充当する法的根拠はない旨主張する。

しかし、継続的な金銭消費貸借取引に係る基本契約が過払金充当合意を含むものである場合においては、過払金について発生した法定利息の充当につき別段の合意があると評価できるような特段の事情がない限り、まず当該法定利息を新たな借入金債務に充当し、次いで過払金を新たな借入金債務の残額に充当すべきものと解するのが相当である（最高裁第一小法廷平成25年4月11日判決参照）。

前記のとおり、本件取引に係る基本契約は過払金充当合意を含むものであり、本件において上記特段の事情があったことはうかがわれないから、本件取引については、まず過払金について発生した法定利息を新たな借入金債務に充当し、次いで過払金を新たな借入金債務の残額に充当すべきである。控訴人の上記主張は採用することができない。

- (3) これにより本件取引について利息制限法の制限利率で引き直し計算をすると、別紙計算書のとおりとなる。すなわち、本件取引において一旦過払金が発生した後の平成18年6月12日に1万円の借入れがされていることから、それ以降の取引に適用される制限利率は20%となる。この点で、原判決別紙計算書における引き直し計算には一部誤りがある。

- 4 以上によれば、被控訴人の請求は、控訴人に対し、113万0329円及びうち98万8104円に対する平成25年1月31日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があるから、その範囲で認容すべきであり、その余は理由がないから棄却すべきである。

よって、これと異なる原判決を変更することとし、主文のとおり判決する。

なお、事案の性質やその認容額を考慮して、訴訟費用は、第1，2審を通じて
控訴人の負担とする。

山口地方裁判所第1部

裁判長裁判官 山 本 善 彦

裁判官 宮 寄 秀 典

裁判官 林 崎 由 莉 子

これは正本である。

平成25年9月26日

山口地方裁判所

裁判所書記官 森 山 泰 成

